

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	公益信託に関する法律			法令番号	大正11年法律第62号				
手続名	公益信託の引受の許可（1）			根拠条項	第2条第1項				
審査基準	<p>1 目的について 公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。</p> <p>2 事業について 公益信託の事業は、次の事項のすべてに適合していなければならない。 (1) 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。 (2) 事業内容は、原則として、奨学金、助成金、奨励金、寄付金等の支給若しくは教育研究機器、図書等の配布のような資金又は物品の給付事業であること。 (3) 事業内容は、信託行為上具体的に明確にされていること。 (4) 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。</p> <p>3 名称について 公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。</p> <p>4 信託財産について 公益信託は、その目的を達成するため、授益事業を継続するのに必要な確固とした財政的基礎を有していなければならない。したがって、少なくとも次の事項に適合していなければならない。 (1) 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な事業が遂行できる見込みであること。 ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあつては、信託財産により、その目的の達成に必要な事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 (2) 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記（1）の財産の中の相当部分を占めていないこと。</p>								
	受付機関	公益信託を所管する（予定の）課	処理機関	公益信託を所管する（予定の）課	交付機関	公益信託を所管する（予定の）課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.	3～1

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	公益信託に関する法律			法令番号	大正11年法律第62号							
手続名	公益信託の引受の許可（2）			根拠条項	第2条第1項							
審査基準	<p>5 信託報酬について 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。</p> <p>6 機関について (1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。 (2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。 したがって、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。 ① 受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有する者で、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。 ② 信託管理人 ア 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有する者であること。 イ 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等の特別の関係を有する者でないこと。 ウ 信託管理人は、原則として、個人であること。 ③ 運営委員会等 ア 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き、5人から10人程度であること。 イ 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる事業について深い学識経験を有する個人であること。 ウ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等、適正な運営が行われるような構成であること。 エ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。 オ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。</p>											
	受付機関	公益信託を所管する（予定の）課	処理機関	公益信託を所管する（予定の）課	交付機関	公益信託を所管する（予定の）課	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>標準経由期間</td> <td>日</td> </tr> </table>	標準処理期間	30日	標準経由期間	日	目次No.
標準処理期間	30日											
標準経由期間	日											